

令和2年度
行政地区総代会資料

新見市

行政地区総代（代表者）へお願いする業務

① 行政の連絡調整に関すること

市報・広報誌など各世帯に配布いただく文書と、『回覧』と表示がある回覧文書（原則1部。世帯が多い地区については複数部。）がありますので、到着後は早めに配布いただきますようお願いいたします。

② 地区住民の福祉増進に関すること

火災予防・交通安全・防犯活動、体育行事などにご協力ください。

③ 社会福祉事業に関すること

共同募金、ボランティア活動などにご協力ください。

④ 行政地区の活性化などに関すること

その他、市からの各種照会や報告などにご協力ください。

【 目次 】

・ 市からのお知らせ

総務部	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1～P 8
福祉部	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9～P 15
産業部	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 16～P 18
建設部	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 19～P 22
教育部	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 23～P 24
消防本部	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 25～P 27

・ 予算概要説明書	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 28～P 54
-----------	------------------	-----------

市からのお知らせ

総務部

●総務課

1 自主防災組織の設立・活動支援などについて

自主防災組織は、「自分たちの地域を自分たちで守る」ため、地域の皆さんが自主的に結成する防災組織です。平時には防災訓練や危険箇所の確認・点検などを行い、災害発生時などいざというときには、地域の皆さんが共に助けあい、避難の声かけや避難の支援、避難所の運営などを行います。

市では、災害に強いまちづくりを進めるため、自主防災組織の設立や防災訓練などの活動を支援しています。

自主防災組織の設立を検討している地域には、職員が出向いて説明を行いますので、お気軽にご相談ください。

自主防災組織を設立した場合には、防災訓練の実施に要した経費や資機材購入費用について下記のとおり補助しています。今年度、補助単価の改定や資機材整備における5年に1回の申請制限の撤廃など補助制度の見直し・拡充を行っています。補助金を活用してお住まいの地域の実状にあわせた防災訓練を行い、地域ぐるみで災害に備えましょう。

また、地域における防災活動のリーダーとなる人材を育成するため、「防災士」の資格取得に必要な経費も補助しています。ぜひ、防災士となって地域防災力の向上にご協力ください。

補助金名	対象者	対象事業	補助金額
新見市自主防災組織支援事業補助金	新見市自主防災組織設置要綱に基づき設立した自主防災組織	防災訓練の実施	防災訓練の実施に要する経費の全額 ※毎年 <u>500円</u> ×加入世帯数または20万円のいずれか低い額が上限。 ※防災資機材整備に要する経費を除く。
		防災資機材の整備	防災訓練で使用する資機材購入費用の総額に5分の4を乗じた額 ※毎年 <u>2,000円</u> ×加入世帯数または40万円のいずれか低い額が上限。
新見市防災士育成事業補助金	市内に住所を有し資格取得後に地域で防災リーダーとしての活躍が見込まれる方	防災士資格の取得	資格取得に必要な講座受講料、受験料及び登録料の全額 ※ <u>61,900円</u> が上限。 ※分団長以上の消防団員や消防吏員などの方は、試験免除などの特例があります。

問い合わせ先：総務課危機管理室（電話72-6204）

2 土と土のう袋の提供について

事前の浸水対策用として、土と土のう袋を提供します。災害発生時に土のうを提供・設置することは困難ですので、大雨になる前に、各自で早めに土のうの準備と設置をお願いします。

○提供日時：平日の8：30から17：00まで

○提供場所：下水道課（正田330-62）及び各支局

○提供方法：受付後、土のう袋を1世帯あたり20袋までお渡ししますので、ご自身で土のうを作成してお持ち帰りください。

※土のうは各自で保管してください。

※使わなくなった土のうは各自で処分をお願いします。

※大雨が予測される場合は、休日でも提供します。その際には、告知放送や市ホームページなどでお知らせします。

問い合わせ先：総務課危機管理室（電話72-6204）

3 各種相談について

専門の相談員が様々な悩みやトラブルなどの相談に応じ、場合によっては問題解決に必要な支援なども行います。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

なお、市では毎月、特設相談所を開設していますので、日程など詳しくは市報にのみをご覧ください。

相談員	主な相談内容	事前予約
人権擁護委員	人権に関する悩みごと	不要
行政相談委員	行政サービス・手続	不要
民生委員・児童委員	心配ごと	不要
母子・父子自立支援員	ひとり親家庭、寡婦など	不要
家庭児童相談員	子育て、非行など	不要
交通事故相談員	交通事故	不要
消費生活専門相談員	悪質商法や振り込め詐欺など	不要
司法書士	登記など	不要
弁護士	法律問題全般	要 ※

※弁護士相談の予約先は、新見市社会福祉協議会（電話72-7306）です。

問い合わせ先：総務課総務係（電話72-6204）

4 岡山弁護士会による法律相談センターの開設について

岡山弁護士会が、法律相談センターを開設していますのでご利用ください。相談は、事前に岡山弁護士会への予約が必要で、原則有料です。

なお、市内在住の方には、年度につき1回のみ無料となる相談券（なくなり次第終了）を総務課にて交付していますので、ご利用ください。

○日時・場所

毎週月曜日 13:10 から 16:20 まで（祝日・年末年始を除く）

市役所南庁舎

○事前予約先

岡山弁護士会（電話 086-234-5888）

○無料相談券（年度につき 1 回のみ）

総務課総務係にて交付（岡山弁護士会へ予約後に申請をしてください）

問い合わせ先：総務課総務係（電話 72-6204）

●総合政策課

1 地域の集會に使用する公会堂施設整備費補助金について

地域の集會所整備に対する補助金をご活用ください。なお、補助には要件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

○対象事業

事業費が 10 万円以上で、安全施設（フェンス・外灯）、防犯上必要なもの及び集會所機能を果たすために必要最小限のものを整備する費用が対象で、植栽、剪定、花壇整備など外構工事は対象外となります。なお、補助金を受けた年度から 5 年以内は当該補助金が活用できません（上下水道接続工事、耐震診断・補強計画作成・耐震改修工事、災害復旧工事は除く）ので、ご注意ください。

○補助金額

施設整備費の 1 / 2 以内（整備・施設の種類により下記金額が上限）

整備の種類	施設の種類	補助上限額
新築	利用戸数 100 戸以上のもの	500 万円
	利用戸数 50 戸以上のもの	400 万円
	利用戸数 25 戸以上のもの	300 万円
	利用戸数 10 戸以上のもの	215 万円
	利用戸数 10 戸未満で特に市長が認めたもの	175 万円
修繕・模様替え・ 上下水道接続	利用戸数が小学校学区、大字単位等の規模のもの	160 万円
	上記以外のもの	60 万円
耐震診断・補強計 画作成		30 万円

問い合わせ先：総合政策課協働推進係（電話 72-6143）

2 新見市縁結びサポーターの募集について

新見市縁結びサポーターを募集しています。

サポーターの方には、日常の生活の中で、身近な方の結婚につながるサポートをしていただきます。多くの皆さんにご登録いただき、できる範囲で縁結び活動にご協力ください。

問い合わせ先：総合政策課協働推進係（電話 72-6143）

3 新見市結婚支援登録制度について（新見市結婚推進協議会）

新見市結婚推進協議会では、結婚を希望する方の登録制度を運営しており、登録者間での面会、交際などをサポートしています。また、協議会が主催する結婚相談会やカップリングイベントの案内をさせていただきます。

地区内の方やお知り合いの方など、結婚を希望する方がおられましたら、登録をお勧めいただくなどのご協力をお願いします。

○登録費用、成婚料等は一切必要ありません。

○登録の有効期限は、受付日から2年間です。

※登録条件など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先：新見市結婚推進協議会事務局

（総合政策課協働推進係内・電話72-6143）

4 空き家情報の募集・空き家活用推進事業補助金（移住者対象）について

本市へ移住したい方や市内で転居したい方などに空き家情報を提供する「空き家情報バンク」を運営しています。市内で、「売ってもよい・貸してもよい」という空き家の情報がありましたら、ご連絡ください。

また、空き家の利活用や移住者の確保を目的として、移住（希望）者に対して、次のとおり補助金を交付します。

項目	条件等
補助対象者	○定住するために転入する方又は転入後3年未満の方 ※条件により、移住希望者などへ空き家の賃貸などを行う空き家所有者も対象となることがあります。 ○申請時に空き家の購入、賃貸などが決定している方 ※3親等内の親族間で行う空き家の売買や賃貸などの取引を除く。 【対象者や交付の条件をすべて満たすことが必要】
補助の種類	①購入補助 空き家の購入に必要な費用の一部を補助 ②改修補助 空き家の改修に必要な費用の一部を補助 ※対象事業費が30万円以上で市内業者が改修工事を行うこと。 ③家財整理補助 空き家の家屋内に残された家財道具の処分に必要な費用の一部を補助 ※対象事業費が10万円以上で市内の専門業者が処分を行うこと。

※この他にも条件があります。詳しくはお問い合わせください。

その他、移住・定住や空き家の活用に関する相談を随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先：総合政策課企画政策係（電話72-6114）

5 地域運営組織の設立による小規模多機能自治の推進について

地域の課題を地域で共有し、解決を図りながら活性化に取り組む「小規模多機能自治」を推進するため、取組の中心となる「地域運営組織」の設立を進めています。このため、地域と行政とのパイプ役となる「地域担当職員」を配置し、各地域での意見交換会を通じて、地域運営組織の設立に向けた機運づくりや地域の「将来計画」の策定支援などに取り組んでいます。

また、地域の将来計画の実現に向けた取組に活用できる「小規模多機能自治一括交付金」制度や、収益を得ながら課題解決を図る取組に活用できる「自立促進交付金」制度を設け、地域運営組織の活動を支援しています。

この他、地域運営組織が設立されるまでの間、「小地域ケア会議」での議論を踏まえた地域課題の解決につながる試行的な取組を行う地域団体などを支援する「協働のまちづくり交付金」制度があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先：総合政策課協働推進係（電話 72-6143）

6 地域づくり推進事業補助金について

地域活動に対する補助金をご活用ください。申請は事業の実施前に行う必要がありますので、活用を検討される場合は必ず事前に総合政策課までご相談ください。

○補助金名

新見市地域づくり推進事業補助金

○対象団体

活動拠点が市内にある団体を対象とします。

- 地域住民が参画する組織で、規約などを定めて活動する団体
- 交流イベントなどを実施する団体、実行委員会などの任意組織

○対象事業

補助対象事業費が1事業あたり3万円以上の事業を対象とします。複数事業をまとめて申請することも可能ですが、同一団体からの申請は年度内に1回限りとします。 ※コミュニティビジネス事業は別途の申請が可能です。

補助対象となる事業	補助対象とならない事業
○地域や市の特色を活かした交流・活性化につながる事業	○他の補助金等を受ける事業
○市外からの移住希望者などを受け入れるための体制づくり事業	○宗教や政治活動を目的とする事業
○美しい景観の維持や里山の保全などの自然環境の保護につながる事業	○視察事業
○健康維持・増進につながる事業	○営利目的の事業（コミュニティビジネス事業を除く）
○地域の社会福祉につながる事業	○公序良俗に反する事業
○地域の歴史・文化の保存継承事業	○特定の人が利益を受ける事業（コミュニティビジネス事業を除く）
○農業の担い手確保につながる事業	○施設の整備・修繕事業
○コミュニティビジネス事業 など	○趣味のサークル団体などが行う発表会 など

○対象経費

事業実施に直接必要となる経費が対象です。詳しくはお問い合わせください。

○補助金額 対象経費の2/3以内（千円未満切り捨て）

○限度額 25万円（ただし、コミュニティビジネス事業は45万円）

問い合わせ先：総合政策課協働推進係（電話72-6143）

7 令和2年国勢調査への協力について（お願い）

5年ごとに行われる国勢調査は、行政の基礎となる人口及び世帯の実態を明らかにする、国の最も重要な統計調査であり、その結果は国及び地方公共団体のあらゆる施策の基盤となり、民間の活動にも幅広く利用されています。

本年10月1日を基準日として、本市にお住まいの人全てを対象に調査を行いますので、ご協力をよろしくお願ひします。

なお、前回の国勢調査と同様に「オンライン回答」が可能です。

また、調査にあたり、世帯へ調査票の配布や回収を行う調査員を募集しています。

○応募資格

市内在住の20歳以上の人（警察、選挙に直接関係ある人を除く）

○調査期間（任命期間）

8月下旬から10月下旬を予定

○仕事の内容

調査区地図の作成、調査票の配布・回収など

○その他

●調査に従事していただいた場合、報酬が支給されます。

●調査場所は、原則として居住地周辺の調査区としますが、事情により希望の調査区にならない場合があります。

●調査員の身分は非常勤の国家公務員です。調査に際して知り得た情報は、調査中から調査後においても保護していただく義務があります。

問い合わせ先：総合政策課企画政策係（電話72-6114）

●税務課

1 家屋の取壊し（滅失）、土地の地目変更等の届出について

家屋の取壊し（滅失）・新築・増築、土地の地目変更などが生じた時は、税務課へ届け出てください。届出書は、税務課のほか、各支局や市民センターにもあります。

問い合わせ先：税務課資産税係（電話72-6117）

2 市税の口座振替について

電気・電話料金と同様に、市税も、ご本人が指定する下記の取扱金融機関の口座から振替納税できます。銀行などへ行く手間が省けて納付忘れもありませんので、ぜひお申し込みください。

○取扱金融機関

中国銀行、トマト銀行、山陰合同銀行、ゆうちょ銀行（郵便局）、備北信用金庫、晴れの国岡山農業協同組合

○申込手続等

預金口座のある上記の取扱金融機関の窓口でお申し込みください。申込手続には、納税通知書、預金通帳、通帳届出印が必要です。なお、口座振替日は納期限の日になります。

問い合わせ先：税務課収税係（電話 7 2 - 6 1 1 6）

3 納税等に係る公平性の確保について

市税（国民健康保険税を含む）、介護保険料、保育料、上・下水道使用料などに滞納があった場合、住宅用太陽光発電システム設置費補助金、チャイルドシート購入助成金、林内作業道開設事業補助金、中小企業融資あっせんなどの行政サービスが受けられない場合があります。

この制度（新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例）は、市税などの納付に対する意識の高揚と公平性の確保を図ることを目的としたものです。

市税などは、必ず納期限までにお支払ください。

問い合わせ先：税務課収税係（電話 7 2 - 6 1 1 6）

●情報管理課

1 告知放送機器の修理などについて

告知放送機器の不調、インターネット・IP電話の障害は、情報管理課又は下記のサポートセンターで受け付けております。随時お問い合わせください。

また、光ファイバの新規設置、リフォームなどに伴う移設・撤去については、工事に日数を要する場合がありますので、お早めにお問い合わせください。

- ・連絡先：ソフトバンク光シティサポートセンター
- ・電話番号：0120-964-761（フリーダイヤル）
- ・受付時間：10:00～18:00（年中無休）

問い合わせ先：情報管理課ラストワンマイル係（電話 7 2 - 3 1 5 4）

2 宅内機器の更新について

昨年度に引き続き、情報通信ネットワーク機器更新事業の一環として、宅内機器のうちONU（光回線終端装置）、WMTA（ターミナルアダプタ）を新しい機器に交換するため、市が委託した業者が皆さんのお宅を訪問しますのでご協力をお願いします。

※電話連絡が取れなかったお宅については、案内ハガキを送付する予定です。

問い合わせ先：情報管理課ラストワンマイル係（電話 7 2 - 3 1 5 4）

3 ページング放送の利用申請について

総代の方は、自宅電話・携帯電話から告知放送を通じて地区内のご家庭へ連絡事項を一斉放送できる「ページング放送」を利用できます。

利用を希望される方は、お問い合わせください。

問い合わせ先：情報管理課ラストワンマイル係（電話72-3154）

福祉部

●市民課

1 国保・後期高齢者人間ドックについて

本市に住所を有する40歳以上の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした人間ドックの助成を実施しています。

人間ドック費用の7割の助成があり、少ない自己負担額で全身の健康状態をしっかりチェックできます。自身の健康管理にお役立てください。

○申込先 新見市指定の人間ドック医療機関に直接申込み

○申込期間 4月1日から5月30日まで

○実施期間 6月1日から翌年1月31日まで

※倉敷平成病院の後期高齢者人間ドックへの助成は、令和2年度で終了します。来年度以降は、市内の人間ドック指定医療機関をご利用ください。

問い合わせ先：市民課国保年金係（電話72-6123）

2 国保20歳～49歳の健康診査・特定健康診査無料化について

新見市国民健康保険被保険者で、20歳から49歳（令和3年3月31日現在の年齢）の方を対象に、若い世代の健診を受ける習慣づくりや健康意識の向上を目的として、自己負担額を無料にしています。

自身の健康状態を確認し、生活習慣を振り返るきっかけとして、是非ご利用ください。

問い合わせ先：市民課国保年金係（電話72-6123）

3 にいみ24時間安全安心相談ダイヤルについて

急な病気や自身の健康、家族の介護などについて、24時間いつでも、どこにいても、医師、看護師、保健師などの専門スタッフに無料で電話相談できます。携帯電話に電話番号を登録し、旅先の急病時などにもご利用ください。

※電話番号 0120-337-089（無料）

問い合わせ先：市民課地域医療係（電話72-6130）

●生活環境課

1 各種補助金について

各種補助金などをご活用ください。詳しい内容はお問い合わせください。

補助金等名	対象経費	補助金等の額	申請時期
防犯灯設置事業補助金	行政地区などが行う防犯灯の設置費	●LED型防犯灯1灯 (上限1万5千円) ●上記以外の防犯灯1灯 (上限1万円)	事前
ごみ減量化協力団体報奨金		一般家庭から出る資源物(古新聞、アルミ缶など)をPTA、町内会などが回収した場合に1kg当たり5円	事後 実施日の属する年度の3月31日までに申請
環境衛生施設等整備事業補助金	行政地区などが使用する薬剤散布用動力噴霧器(1万円以上)の購入費	対象経費に3/10を乗じた額	事後 購入日から90日以内か当該年度の3月31日のいずれか早い日までに申請
	行政地区などが概ね10世帯以上で整備するごみ箱の設置・修理費	対象経費に1/2を乗じた額(上限5万円)	事前に相談を要する 購入日から90日以内か当該年度の3月31日のいずれか早い日までに申請
住宅用太陽光発電システム設置費補助金	住宅用太陽光発電システムの購入費及び設置工事費	出力1kw当たり2万5千円(上限10万円<市内業者に限る>)	事後 電気受給契約日から90日以内か当該年度の3月31日のいずれか早い日までに申請
住宅用太陽熱温水器設置費補助金	住宅用太陽熱温水器の購入費及び設置工事費	対象経費に1/10を乗じた額 ●自然循環型太陽熱温水器(上限5万円) ●強制循環型ソーラーシステム(上限10万円)<市内業者に限る>	事後 工事完了の日から90日以内か当該年度の3月31日のいずれか早い日までに申請
火災残さ処理費補助金	火災残さの取壊し及び処分に要する経費	対象経費に1/3を乗じた額(上限20万円)	事後 被災後3ヶ月以内に申請
新見市公共交通空白地有償運送支援事業補助金	公共空白地有償運送事業を実施する特定非営利活動法人などの事業者に対し、その経費などを補助	対象経費に10/10を乗じた額 【対象事業】 ●運行事業 ●車両等設備整備事業(上限300万円) ●運転資格取得事業	事前 事業に着手する日の20日前までに申請

問い合わせ先：生活環境課くらし安全係（電話 72-6122）
環境保全係（電話 72-6124）

2 公共交通について

地域の公共交通確保のために、市営バス及びふれあいバスを運行しています。将来にわたって、地域の公共交通を維持していくためには、1人でも多くの方にご利用いただくことが大切です。

また、4月4日から7月31日まで、JR芸備線の新見駅から備後落合駅間が増便となります。多くの皆様のご利用をお願いします。

問い合わせ先：生活環境課くらし安全係（電話 72-6122）

3 ごみの野外焼却（野焼き）の監視強化について

家庭ごみ、事業所ごみ、産業廃棄物の野外焼却や、法律の基準に適合しない焼却炉で焼却することは、法律で禁止されており犯罪行為です。火災の原因となることもあり、これらに対する罰則は、大変厳しくなっています。

市では、関係団体と連携してこれらの監視と指導を強化しており、見つけた場合は厳重に対処しています。ごみは決められた方法で適正に処理してください。

問い合わせ先：生活環境課環境保全係（電話 72-6124）

4 消費生活相談について

消費生活相談では、メールやハガキなどによる架空請求や、頼んだ覚えのない商品を送りつけられ多額の費用を請求されるなど、各種消費者トラブルについて、専門の相談員が相談に応じます。

相談は、無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

○開設日時・場所

毎月第1木曜日 10:30から15:00まで

市役所ふれあい会館2階会議室

問い合わせ先：生活環境課くらし安全係（電話 72-6122）

5 新見市特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金について

65歳以上の方を対象に、特殊詐欺等の被害防止を目的に製造された機器（防犯機能を備えた電話機）の購入費用の一部を補助します。

○対象機器

市内の事業者から購入し、対象者の住宅に設置するもので、次のいずれかに該当するもの

- 通話の内容を自動的に録音する機能及び着信の相手に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う機能を有すること。
- 被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能を有すること。

○補助金額

購入費及び設置費用の1／2以内で、上限5,000円（100円未満切り捨て）

問い合わせ先：生活環境課くらし安全係（電話72-6122）

●福祉課

1 緊急通報事業の利用申請について

緊急通報事業の利用登録をされた方は、急病などの緊急時に告知放送機器の赤色の通知ボタンを押せば、あらかじめ指定された協力員へ音声放送とメール送信で緊急事態を知らせることができます。利用を希望される方は福祉課または各支局にある申請書に記入して、協力員となる方の承諾書とともに提出してください。

○利用対象者

- 65歳以上の高齢者
- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者

○協力員

協力員は、緊急を知らせた時に対応いただく近隣住民などのボランティアです。緊急通報が入ったときは、発信者の状況を確認してください。

問い合わせ先：福祉課社会福祉係（電話72-6126）

2 敬老会補助金について

敬老会を開催される場合、今年度中に75歳以上となる方に、1人当たり1,500円の補助金を交付します。（ただし、記念品の配付のみの場合は対象外）

なお、昨年度（隔年実施の場合は平成30年度）に敬老会を実施された団体の代表者には、補助金交付申請書類を4月中旬に送付します。

地域全体で高齢者をあたたかく支えるまちづくりを推進するためご活用ください。

問い合わせ先：福祉課社会福祉係（電話72-6126）

3 災害時要援護者台帳の登録について

災害時に自力避難が困難な方を把握し、災害発生時の避難支援活動や安否確認に役立てるため、災害時要援護者台帳を整備しています。

この台帳には、対象者の氏名、住所、生年月日、電話番号のほか、緊急時の連絡先や避難支援者、避難場所などを登録しています。

登録された情報は、市役所内の関係各課、民生委員、社会福祉協議会、消防署、警察署、自主防災組織などに必要に応じて提供します。

対象者の方でまだ登録をされていない場合は、登録をお願いします。

また、内容に変更が生じた際にはご連絡ください。

○対象者

次の要件のいずれかに該当する市内に居住する在宅の方です。

- 要介護認定3～5を受けている方
- 身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する方は除く）の方
- 療育手帳Aを所持する方
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯の方
- 県、市の生活支援を受けている難病患者の方
- 自主防災組織等が支援の必要性を認めた方

問い合わせ先：福祉課社会福祉係（電話72-6126）

●健康づくり課

1 愛育委員の活動について

愛育委員は、乳児から高齢者まで生涯にわたる市民の健康づくりをお手伝いするため、行政や地域の団体などと連携を図りながら活動しています。

今年度は、6月から9月に総合検診の受診勧奨、9月から11月に女性のがん検診の受診勧奨を行います。

問い合わせ先：健康づくり課親子保健係（電話72-6129）

2 健康づくりガイドブックの配布について

昨年度まで健診・がん検診の日程・料金などと問診票を綴った「成人検診ガイドブック」を配布していましたが、今年度から「健康づくりガイドブック」に名称変更し、成人検診の情報だけでなく、成人・高齢者の予防接種やクアオルト健康ウォーキング、健康チャレンジポイント事業の情報を盛り込んだ冊子としています。市報にいま5月号と併せて配布します。

問い合わせ先：健康づくり課健康づくり係（電話72-6129）

3 成人検診の受診について

成人検診には「健康診査」と「がん検診」があり、受診方法は各地区で行う「集団検診」と市内の各医療機関で行う「個別検診」があります。

健康診査を受診する際は、受診券と健康保険証が必要です（がん検診のみを受診する場合は不要）。

日程など詳しくは、「健康づくりガイドブック」をご覧ください。

問い合わせ先：健康づくり課健康づくり係（電話72-6129）

4 健康チャレンジポイント事業の実施について

市民の健康づくりを応援するため、今年度も「健康チャレンジポイント事業」を

実施します。

詳しくは、「健康づくりガイドブック」をご覧ください。

問い合わせ先：健康づくり課健康づくり係（電話 72-6129）

5 クアオルト健康ウォーキングの実施について

健康寿命の延伸や交流人口の増加を目的として、市内2か所の認定コース（新見富士コース（まんさく運動公園周辺）、満奇洞コース（満奇洞周辺））を活用し、専門ガイドによる案内・指導のもと、個人の体力に合わせて歩く「クアオルト健康ウォーキング」を実施しています。

現在、毎週1回のペースで定期的に行っている「毎週ウォーキング」を中心に、次の3つのメニューがありますのでご参加ください。

○クアオルト健康ウォーキングメニュー

●毎週ウォーキング（事前予約不要）

毎週1回、平日に開催しています。

●予約型ウォーキング（要事前予約）

団体（5名以上）からの予約に応じて日程調整のうえ、実施します。

●イベント型ウォーキング（要事前申込）

クアオルト健康ウォーキングのほか、その他のイベントを組み合わせ実施します。

※市報にいみや新見市ホームページに詳細を掲載していますので、ご覧ください。

問い合わせ先：健康づくり課健康づくり係（電話 72-6129）

●こども課

1 子育て支援について

各種子育て支援事業を実施していますので、ご利用ください。

○子育て広場

0歳児から小学校就学前までの子どもとその保護者が、無料で利用できる子育て広場を開設しています。保育士や他の親子と交流して自由に遊んだり、行事への参加や育児の相談もできますので、お気軽にお越しください。

名称	開設日時	場所	電話
子育てカレッジ交流ひろば「にこたん」	火曜から土曜 10:00～16:00	新見公立大学内	72-0634
大佐子育て広場	月・金曜 9:00～16:00	大佐子育て広場	98-2572
ももっこ広場しんごう	火・金曜 9:00～16:00	神郷保健センター	92-6111

哲多子育て広場	月曜から金曜 9:00～16:00 ※水・金曜は保育士不在	哲多総合センター	96- 2010
哲西子育て広場	月・水・金曜 10:00～15:00 毎月1回土曜 10:00～12:00	きらめき広場・哲西 プレイルーム	94- 2143

問い合わせ先：こども課子育て支援係（電話72-6115）

○ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい方（依頼会員）と、育児を援助する保育サポーター（提供会員）が、助け合うファミリー・サポート・センター（有償）をにいみ子育てカレッジ内に開設しています。

残業や休日出勤、急用や病気などの時にご利用ください。なお、依頼会員・提供会員ともに会員登録（無料）が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

●援助の内容

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園などへの送迎
- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校の終了後や休みのときの保育
- ・ 学校行事や冠婚葬祭に出かけるときの保育
- ・ 産前・産後で手助けが欲しいときの保育
- ・ 子育てを手伝って欲しいとき など

●利用料金

活動日	活動時間	利用料金基準額 (1時間あたり)	備考
月曜から金曜の 平日	7:00～19:00 上記以外	700円 800円	料金は、依頼会員が 提供会員にその都度、 直接支払います。
土・日曜、祝日	終 日	800円	

※依頼会員の子ども1人につき、1時間当たり500円の利用助成金があります。

ただし、依頼会員の子ども1人につき、1月当たり40時間が助成の上限です。

問い合わせ先：にいみ子育てカレッジ（電話72-0634）
こども課子育て支援係（電話72-6115）

○家庭児童相談

家庭児童相談員や母子・父子自立支援員が、子どもや家庭に関する相談やひとり親家庭などの保護者の悩みなどの相談を受け、必要に応じて関係機関と連携を図りながらサポートします。

問い合わせ先：家庭児童相談室（こども課内）（電話72-6115）

産業部

●農林課

1 お困りの農地について

農家の高齢化や後継者不足などにより優良農地が遊休農地化することを防ぐため、担い手に農地を集積することで農地の有効利用や農業経営の効率化を図る「農地中間管理事業（都市計画区域を除く）」などの支援制度をご紹介し、地区の農業委員、農地利用最適化推進委員と連携を取りながら利用権設定などの手続をお手伝いします。

「農地を所有しているが高齢で農作業ができなくなった」、「農地を相続したが農業をする予定がない」などの悩みをお持ちの方は、ご相談ください。

併せて、新たな農地の借り受けを希望される方についてもご相談ください。

○農地を預ける場合の条件（所有者）

耕作可能な優良農地であること。

○農地を借りる場合の条件（耕作者）

- 農業経営の規模拡大を希望される方
- 新たに農業を始めたい方
- 利用権設定期間中、誠実に営農される方

問い合わせ先：農林課農業振興係（電話 7 2 - 6 1 3 3）

農業委員会事務局（電話 7 2 - 6 1 0 6）

2 親元就農助成金制度について

本市に定着する新規就農者の積極的な確保に取り組み、深刻な担い手不足の解消と産地の維持・拡大につなげることを目的として、国や岡山県が主催する社会人就農研修等の研修費や交通費に対する支援を行っています。

この制度は、親元へ就農し規模拡大を図るUターン者等が対象です。

問い合わせ先：農林課農業振興係（電話 7 2 - 6 1 3 3）

3 新見産材使用住宅の建築に対する補助金について

新見産材を使用した木造住宅の建築工事をされる際に補助金を交付します。

○新築の場合 50万円

○増築・改築の場合 新見産材 1 m³あたり 2万5千円（上限30万円）

なお、申請前に事業着手された場合は、補助金が交付できませんので、必ず事前にご相談ください。

問い合わせ先：農林課林業振興係（電話 7 2 - 6 1 3 4）

4 鳥獣被害対策事業について

有害鳥獣から農作物を守るため、次の事業を実施しています。

○有害鳥獣被害対策実施隊の配置

各地域に実施隊員を配置し、有害鳥獣の駆除活動のほか、被害防止対策の啓発相談など、鳥獣被害の防止のための活動を行っています。

○有害鳥獣防護柵設置に対する補助

電気柵やトタンなどの有害鳥獣防護柵設置経費の半額（上限あり）を補助します。なお、申請前に事業着手された場合は、補助金が交付できませんので、必ず事前にご相談ください。

○有害鳥獣追い払い用花火の配付について

農作物鳥獣被害軽減のため、動物追い払い用花火を配付しています。対象者は、煙火消費保安手帳を所持し、市内に農地を所有されている市在住の農家の方です。

問い合わせ先：農林課耕地係（電話 72-6135）

5 日本型直接支払交付金事業について

農業の多面的機能（自然環境・景観の保全など）の維持・発揮のための地域共同活動に対して支援を行います。次の交付金をご利用ください。

○多面的機能支払交付金

水路・農道・法面など、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域共同作業（法面の草刈り、水路の泥上げなど）に対する交付金です。

○中山間地域等直接支払交付金

傾斜の大きな農用地を維持・管理していくための活動などを行う場合、面積に応じて支払われる交付金です。

問い合わせ先：農林課耕地係（電話 72-6135）

●商工観光課

1 就職支援事業について

市外居住者の市内事業所などへの就職や定着を促進するため、次の事業を実施しています。親族や知人の方などに、ぜひご紹介ください。

○就職相談窓口の設置

市内への就職をお考えの方や、将来、働き先があれば新見市に戻りたいと考えている方などを対象に、就職相談に応じる相談窓口を設置しています。

○I J Uターン就職奨励金

市外に居住している方が本市に転入し、市内の事業所に就職する場合に、転居費用などを支援するための奨励金を交付します。

※住民票を異動していない大学生等であっても、市外の学校への在学及び市外へ居住していたことが確認できる場合は、対象となりますのでご相談ください。

○資格取得費支援補助金

市内事業所又はそこに勤務する個人に対して、専門的な資格を取得するために必要な経費を助成します。

問い合わせ先：商工観光課商工労政係（電話 7 2 - 6 1 3 7）

建設部

●建設課

1 道路愛護会について

地域の方々が道路愛護会を結成して道路の維持保全のために活動し、その活動を市に報告いただいた場合は、下記のとおり報償金を支給します。

○道路愛護会の主な活動

草刈り・側溝清掃などの環境美化活動、維持補修、崩壊箇所の報告、緊急時（災害発生時等）の応急措置など

○報償金額（草刈り・側溝清掃などの環境美化活動を行った場合に限り支給）

- 実施延長100m当たり1,000円（ただし年2回まで）
- ボランティア保険料（1人当たり年間300円を上限）

○報告方法

市が定めた実施報告書に、作業写真（路線ごとに作業前・中・後の計3枚程度）を添付して、活動後2週間以内に提出してください。

なお、作業を行うときにボランティア保険に加入したときは、加入した保険の内容を確認できる書類を併せて添付してください。

○注意点

年2回作業する場合は、必ず1回作業するごとに報告してください。作業実施後、時間が経過すると、実施の確認が困難となり、報償金を支給できない場合があります。

問い合わせ先：建設課維持管理係（電話72-6131）

●都市整備課

1 木造住宅耐震化の支援について

昭和56年5月31日以前に建てられた2階建てまでの住宅の耐震診断、補強計画作成、耐震改修工事に係る費用の一部を補助します。

今後、住宅の改修などを計画される場合にご活用ください。

なお、申請前に事業着手された場合は、補助金が受けられないので、必ず事前にご相談ください。

○木造住宅の耐震診断または補強計画作成に対する補助金

●延べ床面積200㎡以下の住宅の場合

耐震診断、補強計画作成それぞれに係る費用71,200円のうち60,000円を補助しますので、実質の個人負担が11,200円となります。

●延べ床面積200㎡超～300㎡以下の住宅の場合

耐震診断、補強計画作成それぞれに係る費用80,300円のうち68,000

0円を補助しますので、実質の個人負担が12,300円となります。

※最初に耐震診断を実施し、耐震補強が必要な場合に補強計画の作成を行うこととなります。

※耐震診断・補強計画作成は、一般社団法人岡山県建築士事務所協会に委託し、岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員が行います。

○木造住宅の耐震改修工事に対する補助金

耐震改修に係る費用の1/2以内で50万円を上限として補助します。

【例1】：耐震化工事費150万円の場合、補助額は50万円となります。

【例2】：耐震化工事費80万円の場合、補助額は40万円となります。

※事前に住宅の耐震診断を受け、補強計画を作成する必要があります。

※耐震改修工事を行った場合には、さらに税の優遇措置を受けられる場合がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先：都市整備課建築係（電話72-6118）

2 危険な空家の解体・撤去の支援について

生活環境を保全し、安全で安心なまちづくりの推進を図るため、老朽化した危険な空家の解体・撤去等に係る費用の一部を補助します。

なお、申請前に事業着手された場合は、補助金が受けられないので、必ず事前にご相談ください。

○補助対象となる空家 ※以下のすべてに該当すること

①市内にある空家

②特定空家、または特定空家となるおそれのある空家

※特定空家とは、以下の状態にあると認められる空家等をいいます。

- ・そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

○補助対象事業

補助対象空家について、市内施工業者が施工する工事等で次のいずれかに該当する事業

- 除却（解体・撤去等）工事を行うもの
- 除却工事及び附帯工事（門扉、塀、立木等の撤去）を行うもの
- 応急措置（地域の住民等に危害を及ぼす等の危険な状態を回避するために必要な措置）を行うもの

○補助金額

●除却工事等については、対象経費の1/3以内で上限50万円（ただし、5年以内に応急措置に係る補助金の交付を受けている場合は、その金額を除く）

●応急措置については、対象経費の10/10以内で上限50万円

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先：都市整備課建築係（電話72-6118）

●上水道課

1 消火栓の使用について

自治会・消防団などの消火訓練において、水道を水利とした消火栓を使用する場合は、届出が必要です。事前に上水道課へ「消火栓使用願」の提出をお願いします。

届出をしないで消火栓を使用した場合、水道水の濁りや水圧低下などの原因の調査に時間を要し、多くの方々にご迷惑をおかけする恐れがありますので、ご協力をお願いします。

2 水道事業の経営統合と料金改定について

国の方針を受け、令和2年4月1日から簡易水道を上水道に経営統合し、1つの上水道として運営しています。これは、将来予測される水道施設の老朽化に伴う更新需要の増大、人口減少による料金収入の減少などのため、財務基盤と効率的な経営体制の強化を図るものです。

今後ともコスト縮減など経営の効率化に努めますが、今後の収支予測を基に、将来的な安定経営を維持するには、一般会計からの繰入に加え、料金の引き上げが必要となります。皆様のご理解とご協力をお願いします。なお、個別の手続きなどは必要ありません。

○今後の料金改定スケジュール

- (1) 令和4年3月分まで
現行の水道料金を維持
- (2) 令和4年4月分から
旧簡易水道料金を上水道料金に統一
- (3) 令和6年4月から
基本料金と超過料金をそれぞれ10.8%引き上げ

水道事業体系

令和2年3月31日まで	⇒	令和2年4月1日から
上水道事業 1カ所		上水道事業 1カ所
簡易水道事業 25カ所		配水区 26カ所
豊永、草間台、足立、千屋、松谷、熊野、上熊谷、下熊谷、千原、井倉、坂本、菅生、法曾、大佐中央、大佐布瀬、大佐大井野、大佐上刑部、神郷神代、神郷油野、神郷三室、神郷高瀬、哲多、哲多新砥、哲多荻尾、哲西		馬塚浄水場（旧上水道）、豊永、草間台、足立、千屋、松谷、熊野、上熊谷、下熊谷、千原、井倉、坂本、菅生、法曾、大佐中央、大佐布瀬、大佐大井野、大佐上刑部、神郷神代、神郷油野、神郷三室、神郷高瀬、哲多、哲多新砥、哲多荻尾、哲西

お問い合わせ先：上水道課管理係（電話72-8971）

●下水道課

1 下水道への接続について

汚水適正処理構想により、公共下水道事業、農業集落排水事業などの地域に応じた集合処理事業に取り組んでいます。また、集合処理計画区域以外の地域では、合併処理浄化槽の設置を進めています。

昨年度末で、約8,970世帯のご家庭が水洗トイレへの改造や宅内排水設備の工事を行って下水道や浄化槽への接続を済まされ、家庭内の雑排水の処理に利用されています。

まだ下水道に接続されていないご家庭は、衛生的な環境をつくるため、また、河川の水質を保全するためにも、一日も早く接続いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：下水道課管理係（新見・神郷・哲多管内 電話72-6138）
大佐支局地域振興課産業建設係（大佐管内 電話98-2113）
哲西支局地域振興課産業建設係（哲西管内 電話94-2113）

2 長期不在者について

施設などへの入所により、住民基本台帳に記載された住所で生活していない長期不在者について、届出により認定された場合は、算定の人数から減員することができます。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先：下水道課管理係（新見・神郷・哲多管内 電話72-6138）
大佐支局地域振興課産業建設係（大佐管内 電話98-2113）
哲西支局地域振興課産業建設係（哲西管内 電話94-2113）

教育部

●生涯学習課

1 学校支援ボランティアについて

「地域の子どもは地域で育てる」ことを目的に、地域の皆さんに子どもたちの学習補助や登下校の見守りなどをする「学校支援ボランティア」をお願いしています。

地域学校協働活動のより一層の充実のため、地域の皆さんの積極的なご協力をお願いします。詳しくは、各学校へお問い合わせください。

問い合わせ先：生涯学習課生涯学習係（電話 7 2 - 6 1 4 7）

2 新見ふるさと発見のびのび体験事業について

市内の自然や産業、文化、歴史等を活かした様々な体験を通して、子ども達のふるさと学習を進めるため、学校や市内各地での体験活動を行う予定です。

地域の皆さんにボランティアスタッフとしてご参加いただき、子ども達の体験活動がより充実したものとなるよう、ご協力をお願いします。

問い合わせ先：生涯学習課生涯学習係（電話 7 2 - 6 1 4 7）

3 新見文化交流館の企画事業について

新見文化交流館では、幅広い世代の方に楽しんでいただける企画事業を実施しますので、ご鑑賞・ご参加ください。詳しい内容は、随時、市報にいみなどでお知らせします。

○開催予定事業

映画上映会（夏・秋・冬）／伝統芸能公演（冬）／市民ピアノ発表会（春）ほか

問い合わせ先：生涯学習課文化振興係（電話 7 2 - 6 1 0 8）

4 新見美術館の展覧会について

新見美術館（電話 7 2 - 7 8 5 1）では、下記の展覧会を開催しますので、ご鑑賞ください。詳しい内容は、随時、市報にいみなどでお知らせします。

開催期間	内 容
4月17日（金）から 6月28日（日）まで	開館30周年記念特別展Ⅰ 「華道家・假屋崎省吾の世界」
7月 4日（土）から 9月 6日（日）まで	開館30周年記念・災害復興特別展Ⅱ 「にいみどうぶつ列車へようこそ！ はしもとみお 木彫り動物の世界」
9月19日（土）から 11月23日（月）まで	開館30周年記念特別展Ⅲ 「奈良県立万葉文化館所蔵 ～令和を想う～ 現代日本画家が描く 万葉のころ」

11月28日（土）から 1月31日（日）まで	開館30周年記念特別企画 「片山康之×加藤萌 展」
2月 5日（金）から 4月11日（日）まで	開館30周年特別企画 「～日本画総選挙～ 華麗なる日本画コレクション」

問い合わせ先：生涯学習課文化振興係（電話72-6108）

5 新見市立中央図書館の休館日及び開館時間の変更について

まなびの森新見図書館（中央図書館）は、4月1日より休館日及び開館時間を下記のとおり変更しています。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- 休館日：毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始
特別整理期間（蔵書点検）
- 開館時間：9時～19時（音楽練習室は22時まで）

問い合わせ先：生涯学習課生涯学習係（電話72-6147）
まなびの森新見図書館（電話72-2826）

消防本部

●総務課

1 消火栓用消火器具の整備に対する補助金について

自衛消防組織体等が消火栓用消火器具を購入する場合、下記の補助金をご活用ください。なお、事前に申請が必要となりますので、必ず購入前にご相談ください。

○補助金名

消防施設及び器具整備費補助金

○補助金額

購入費の1/2以内の額（1消火栓につき下記の限度額。ホースの数は1消火栓につき3本以内、他の器具はそれぞれ1本（個）とする。）

消火栓用 消火器具	内径呼称65mm の限度額	内径呼称50mm の限度額	内径呼称40mm の限度額	備考
ホース	13,500円	10,500円	7,500円	1本につき
スタンドパイプ	4,500円	3,500円	3,500円	
筒先（ノズル）	4,000円	3,000円	2,000円	
開閉キー	1,500円	1,500円	1,500円	
器具格納箱	9,000円	9,000円	9,000円	
減圧アダプター	7,000円	6,000円		

問い合わせ先：消防本部総務課消防団係（電話72-2813）

2 消防団員の募集について

○消防団員

消防団員の処遇改善、装備品の充実、施設整備などにより消防団への入団促進を図っています。地域防災の要である消防団の充実強化のために、男女を問わず新規入団をお願いします。

なお、消防団員の処遇については、年報酬、費用弁償、退職報償金、公務災害補償などがあり、安全靴、耐切創手袋、活動服などが貸与されます。

○一般機能別団員

一般機能別団員とは、昼間の火災発生時の初期消火活動や、消防団が行う式典でのラッパ隊などを主な任務とする団員です。元消防団員、または元消防職員で、60歳から70歳までの間で、最長4年11箇月の任期となります。

なお、消防団員とは一部異なりますが、年報酬、公務災害補償などがあり、活動服などが貸与されます。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先：消防本部総務課消防団係（電話72-2813）

● 予防課

1 住宅用火災警報器の設置について

全ての住宅（共同住宅を含む。）には、煙を感知し火災を知らせる住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

なお、見た目には異常がなくても、内部のセンサーや部品の消耗・劣化により、本体の寿命は10年とされています。

また、電池の寿命も、おおむね10年ですので、設置から10年経過を目安に、本体の交換をお願いします。

住宅用火災警報器が適切に作動するか、ボタンを押したり、ひもを引くなどして定期的に点検しましょう。

問い合わせ先：消防本部予防課（電話72-2119）

● 警防課

1 火災について

昨年発生した火災件数は13件で、その内訳は建物火災9件、林野火災2件、その他の火災2件です。今年は、1月から3月末までに4件の火災が発生しています。

不注意による火災も発生していますので、たき火などを行う場合は、消防署に事前に連絡を行うとともに水バケツなどを用意して、火が消えたことを確認するまでは、その場を離れない・乾燥時及び強風時には行わないなど、火の取り扱いにはご注意ください。

また、家庭ごみを野外で焼却することは、法律で禁止されており、火災の原因となることもありますので、行わないでください。

問い合わせ先：新見市消防署（電話72-2810）

2 救急講習について

市民の方を対象に救急講習を行っています。昨年は、AEDや胸骨圧迫を学ぶ一般講習を1,840人、心肺蘇生法やAED、止血法などを学ぶ普通救命講習を302人、普通救命講習と小児・乳児の心肺蘇生、応急手当、搬送方法などを学ぶ上級救命講習を12人が受講しました。

今年度も随時講習会を開催しますが、1回の受講者数を10名以上とさせていただきます。

公募型の普通救命講習については、6月下旬、10月下旬を予定しています。また、普通救命講習を受講された方には、さらに幅広い応急手当を学んでいただくための上級救命講習も開催する予定ですので、多数の受講をお願いします。

問い合わせ先：新見市消防署（電話72-2810）

3 警防調査について

新見市消防署では、地水利などの調査を目的として、消防車および救急車を使用して警防調査を実施しています。この調査の際には、赤色灯を点灯していませんので、緊急対応とお間違えのないようお願いします。

問い合わせ先：新見市消防署（電話 7 2 - 2 8 1 0）

令和2年度

予算概要説明書

新見市

令和2年度 当初予算の概要

令和2年度の一般会計当初予算は、令和元年9月集中豪雨災害及び平成30年7月豪雨災害等の復旧・復興対策に全力で取り組むとともに、本市の喫緊の課題である人口減少に起因する様々な問題を克服し、市政の持続的発展を実現するため、これまでの成果を踏まえつつ、総合的かつ効果的な施策展開を図るための予算編成を行っています。

歳入については、昨年10月からの法人税率引き下げの影響などにより、市税全体では前年度に比べ微減の33億1,799万円を計上しています。また、地方交付税については、前年度に比べ1.1%増の112億4,300万円を計上しており、市債については、災害復旧事業に充当する災害復旧債の減少により、前年度に比べ4.5%減の35億4,110万円を計上しています。

歳出については、2年続いた豪雨災害の復旧・復興対策を最優先課題として積極的な予算配分を行うとともに、これまで取り組んできた、市民協働を推進する新見市版地域共生社会構築事業や各種就職支援事業、森林環境譲与税を活用した木質バイオマス利用促進事業などに継続して予算配分を行っています。

さらに、新たな事業として、国土強靱化地域計画策定事業、立地適正化計画策定事業、市内観光施設の充実のため、新見千屋温泉いぶきの里リニューアル事業や大佐スマートインターの利用促進にも繋がる大佐大日高原整備事業、市内高校の魅力を引き出すための学校連携コーディネーター配置事業などを計上しています。

義務的経費については、会計年度任用職員制度に伴い人件費が、前年度に比べ19.2%増となる7億6,359万円の増額。公債費が、前年度に比べ1.7%減となる6,356万円の減額となっています。

普通建設事業費については、学校給食共同調理場整備事業が最終年度で増額となりますが、明月苑火葬炉設備改修事業及び千屋公民館改築事業などが減額となり、前年度に比べ13.2%減となる24億7,344万円を計上しており、災害復旧費については、前年度比8.7%増の21億2,993万円を計上しています。

以上の結果、一般会計の当初予算総額は、前年度に比べ2.7%増の260億875万円となっています。

令和2年度 当初予算主要事業

新 = 新規事業 継 = 継続事業 拡 = 拡充事業

防 = 防災・減災事業

I 産業・経済



継

■ ワイン用ぶどう苗木購入助成事業

ワインの増産を図り、更なるブランド化に繋げるため、ワインぶどう就農者に対して、苗木購入に係る費用を助成します。

予算額 1,755 千円
担当課 農林課



継

■ 新特産品（農産物）開発事業

新たな農産物の特産品について、開発・研究に取り組みます。

予算額 350 千円
担当課 農林課



拡

■ 有害鳥獣捕獲駆除事業

農作物に被害を与えるイノシシやサルなどの有害鳥獣を駆除するため、捕獲奨励金などを支給します。本年度から狩猟期以外に捕獲したイノシシ1頭当たりの奨励金を5千円増額します。

予算額 16,083 千円
担当課 農林課



新

■ 農林畜産漁業創業支援奨励金

農林畜産漁業における企業参入を促進し、雇用機会の創出や6次産業化の推進を図るため、市内に加工場を整備し、5人以上の新規雇用を行った企業に対して運営支援を行います。

予算額 30,000 千円
担当課 農林課



継

■ 農業後継者定住促進事業

農業経営者クラブ等への補助による農業後継者の育成や、新規就農者への住宅賃借料・リフォーム費等の補助を行うことにより、農業後継者や新規就農者の定住促進を図ります。

予算額	3,937千円
担当課	農林課



新

■ 老朽化農業用ため池防災減災事業

ため池による災害を未然に防止するため、受益のない農業用ため池について廃止します。

予算額	1,320千円
担当課	農林課



継

■ 千屋牛増頭奨励金給付事業

千屋牛の増頭を図るため、黒毛和種の繁殖牛を導入した場合、その導入頭数に応じた奨励金を交付します。

予算額	15,000千円
担当課	農林課



新

■ 新特産品（木材）開発事業

新見産ヒノキを使用した木のおもちゃの開発・研究を実施します。【森林環境譲与税事業】

予算額	500千円
担当課	農林課



継

■ 林業成長産業化地域創出モデル事業

森林所有者の所得向上や地域経済の活性化を図るために、真庭市と共同で平成30年度から5年間、新見・真庭地域の広域連携、民有林・国有林の連携による効率的な森林整備等を行います。令和2年度は、森林管理協議会の運営、燃焼灰利活用調査、広葉樹利活用調査を実施します。

予算額	3,700千円
担当課	農林課



継

■ ウッドスタート事業

新見産木材を活用した木のおもちゃを市内で製作し、1歳6ヵ月児健診時にプレゼントするウッドスタート事業を展開することにより、木育と木材加工分野の活性化と新見産材の需要拡大を目指します。【森林環境譲与税事業】

予算額	7,476千円
担当課	農林課



継

■ 地域林業担い手育成事業

市、県及び市内の林業事業体等で構成する新見市林業担い手対策協議会が若者、移住者等に向けた林業のPR活動や就業相談等を行い、林業の担い手を育成・確保します。【森林環境譲与税事業】

予算額	1,500千円
担当課	農林課



新

■ 産業連関表作成事業

本市の産業振興施策を検証するため、分析ツール(経済構造分析)となる産業連関表を作成します。【ふるさとにのみ応援基金活用】

予算額	6,500千円
担当課	商工観光課



継

■ A級グルメフェア開催事業

販路開拓等につなげるため、千屋牛、ピオーネ、キャビアなどの新見が誇る高級食材を使ったA級グルメフェアを都市圏で開催します。

予算額	2,000千円
担当課	商工観光課



継

■ 経営革新支援事業

中小企業が経営の向上を図るために、新たな事業展開を図る場合に要する経費の一部を支援します。

予算額	15,500千円
担当課	商工観光課

継

■ 中小企業支援事業

市内中小企業者に対し、展示会出展事業、店舗等改装事業、多言語化対応事業にかかる経費を支援します。

予算額 5,600 千円
担当課 商工観光課

新

■ 千屋温泉いぶきの里リニューアル事業

平成8年にオープンし施設の老朽化が進んでいること及び来場者の嗜好に合わせた魅力のある温泉施設にするため、リニューアルに向けた改修方針を検討します。

予算額 20,000 千円
担当課 商工観光課

新

■ 大佐大日高原整備事業

平日や冬期の利用客を確保し、複数日滞在できる施設とするため、新たにトレーラーハウスを3棟整備し、森林環境譲与税を活用して新見産材を使用した炊事施設も併せて整備します。【森林環境譲与税事業】

予算額 46,500 千円
担当課 商工観光課

新

■ 土木遺産 七曲り案内看板設置事業

選奨土木遺産として認定された通称「七曲り」をPRするため、案内看板を設置します。【ふるさとにのみ応援基金活用】

予算額 2,800 千円
担当課 商工観光課

継

■ 周遊型観光ツアー一助成事業

本市の観光施設等の観覧を目的とした企画旅行を実施した旅行者に対して、送客実績に応じて補助金を交付します。

予算額 10,000 千円
担当課 商工観光課



継

■ 新見市マスコットキャラクター活用事業

交流人口の増加や市の知名度向上を目的に、新見市マスコットキャラクター「にーみん」を活用し、観光地等のPR活動を積極的に行います。

予算額	2,721 千円
担当課	商工観光課



継

■ 予約型観光タクシー運行補助事業

観光客に市内の観光地を十分に周遊してもらうため、タクシーを利用した観光事業を実施する事業者に対し、補助金を交付します。

予算額	2,000 千円
担当課	商工観光課



継

■ ドローン活用観光PR動画作成事業

市内の観光地を広くPRするため、ドローンにより空中撮影し、その映像を使用した観光PR動画を作成します。(予定撮影箇所数 20カ所)

予算額	2,000 千円
担当課	商工観光課



継

■ 新見市観光協会外部アドバイザー配置事業

新見市観光協会の運営を強化するため、外部アドバイザーを配置し、経営計画の作成や活性化を図ります。

予算額	5,000 千円
担当課	商工観光課



継

■ ふるさと特産物育成対策事業

本市の特産品の育成と産地としての規模拡大等を図るため、農業生産及び農産加工に必要な施設等の導入に対して助成します。

予算額	19,834 千円
担当課	農林課



新

■ 企業ガイド作成事業

市内事業所への就職を希望する学生のために、事業所の事業概要を紹介する「企業ガイド」を作成します。【ふるさとにのみ応援基金活用】

予算額	1,100 千円
担当課	商工観光課



継

■ I J U ターン就職支援事業

小規模な事業所の求人情報などを収集し、あわせて就職を希望する市外在住者の情報を集める地域密着型の相談窓口を開設し、市独自の就職支援を行います。

予算額	3,253 千円
担当課	商工観光課



継

■ 就職支援事業

市内事業所の雇用確保対策として、市外から転入し市内事業所へ正社員として就労する人に対して、転居に要する費用等を交付します。

予算額	7,000 千円
担当課	商工観光課



新

■ 就職支援事業（東京圏分）

就職支援事業で東京圏から転入し市内事業所へ就労する人に対しては、転居に要する費用等の支援交付金を増額します。
(単身世帯:60万円、2人以上の世帯員がいる場合:100万円)

予算額	3,000 千円
担当課	商工観光課



継

■ 資格取得費支援事業

専門人材の確保・育成を支援するため、従業員の資格取得にかかる費用を人材育成の補助金として交付します。

予算額	2,400 千円
担当課	商工観光課



継

■ 創業支援事業

地域における創業促進のため、創業支援セミナーを開催します。また、市内で新たに創業する人に対し、創業支援事業補助金を交付します。

予算額	5,507 千円
担当課	商工観光課



継

■ 企業誘致推進事業

市内の雇用確保や経済活性化を図るため、企業誘致活動を展開します。

予算額	3,674 千円
担当課	商工観光課



継

■ 法務局証明サービスセンター運営事業

中小企業支援対策として、市内で法人の印鑑証明や不動産の登記事項証明書の取得を可能にするため、法務局証明サービスセンターを運営します。

予算額	14,506 千円
担当課	商工観光課

II 健康・福祉



継

■ 妊娠・出産包括支援事業

妊娠期から子育て期にわたり、地域で安心して子育てができる環境づくりとして、母子保健コーディネーターの配置、母乳・育児相談、産後ケア入院、産前・産後ヘルパー訪問、親子ふれあい教室等を開催します。

予算額	3,983 千円
担当課	健康づくり課



継

■ 乳児・妊産婦個別健康診査無料化事業

乳児及び妊産婦の疾病、異常の早期発見・対応を図るため、一般健診の無料化を行います。

予算額	20,231 千円
担当課	健康づくり課



継

■ 不妊・不育対策支援事業

医療保険対象外の不妊治療及び不育治療を受けた夫婦に対して、その治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を行います。

予算額	4,050 千円
担当課	健康づくり課



継

■ 健康チャレンジポイント事業

健康診断の受診や健康づくり事業等への参加などにポイントを付与し、達成者には商品券を贈ることで、健康づくりに対する関心と理解を深め、医療費抑制と健康寿命の延伸を図ります。

予算額	1,674 千円
担当課	健康づくり課



継

■ クアオルト健康ウォーキング事業

本市が持つ魅力ある地域資源等を活かしたクアオルト健康ウォーキングに取り組み、市民の健康寿命の延伸や交流人口の増加を図ります。

予算額	1,350 千円
担当課	健康づくり課



継

■ 岡山大学寄付講座（岡山県北西部（新見）総合診療医学講座）

【国民健康保険特別会計】

地域医療を担う若手医師の育成や教育・研究などに取り組んでいる岡山大学から医師の派遣を受け、へき地診療所に地域医療を担う人材を確保します。

予算額	22,612千円
担当課	市民課



継

■ 新見市ドクターネットワーク事業

市内の若手医師と連携し、本市にゆかりのある医師や医学生のネットワークを構築することにより、交流や情報交換を通して、本市の医療に活力を与え、医療の発展を図ります。

予算額	200千円
担当課	市民課



継

■ 看護学生奨学支援金給付事業

市内の医療機関に看護師として勤務する意志がある学生に対し、修学に必要な資金を給付します。

予算額	18,720千円
担当課	市民課



継

■ 看護師確保対策支援事業

看護就職フェアin新見、看護学生等交流会や看護奨学生研修会を開催します。

予算額	100千円
担当課	市民課



新

■ 哲多地域認定こども園整備事業

哲多地域に新たな認定こども園を整備するため、検討委員会を設置します。

予算額	413千円
担当課	こども課



継

■ 地域子育て支援拠点事業

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て拠点の充実のため、にいみ子育てカレッジ交流ひろば”にこたん”及び子育て支援センターを運営します。

予算額	9,237千円
担当課	こども課



拡

■ 子育て支援医療費拡充事業

子育て環境の充実のため、市独自の取組として医療費自己負担分の全額助成を、中学校3年生までから18歳までに拡充します。

予算額	119,573千円
担当課	こども課



継

■ にいみ24時間安全安心相談ダイヤル事業

市民の健康、医療、介護、育児等の相談について、医師、保健師、看護師などの専門スタッフに無料で電話相談できるサービスを、24時間年中無休で実施します。

予算額	2,603千円
担当課	市民課



継

■ 新見市ファミリー・サポート・センター事業

会員登録している育児の援助を受けたい人と援助を行う人の依頼条件の調整を効率的に行うため、新見公立大学にいみ子育てカレッジで実施し、アドバイザーを配置します。

予算額	2,827千円
担当課	こども課



新

■ 地域医療介護総合確保基金事業補助金

第7期新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、令和元年度に公募した認知症高齢者グループホーム(1箇所)及び小規模多機能型居宅介護事業所(1箇所)について、施設整備に係る補助金を交付します。

予算額	85,662千円
担当課	介護保険課



継

■ 介護学生奨学支援金給付事業

市内の福祉施設等に介護福祉士として勤務する意志のある学生に対し、
修学に必要な資金を給付します。

予算額	3,693 千円
担当課	介護保険課



継

■ 市民後見人養成研修会助成事業

市民後見人の活用を含めた法人後見の活動支援を行うため、市民後見
人を養成するための研修にかかる交通費等の一部を助成します。

予算額	42 千円
担当課	福祉課



継

■ 成年後見制度法人後見支援事業

高齢者や障害者等の権利擁護を図るため、法人後見専門員の配置、支
援員の育成、制度利用相談・促進などの権利擁護体制整備と適正実施
を支援します。

予算額	6,538 千円
担当課	福祉課

Ⅲ 教育・文化・スポーツ

新

■ 小中学校施設トイレ改修事業

学校トイレの洋式化、乾式化への改修を令和2年度～6年度の5ヵ年計画で行います。

令和2年度(設計委託)

上市小学校 神代小学校 高尾小学校 哲多中学校 大佐中学校

予算額 13,500 千円

担当課 教育総務課

継

■ インクルーシブ教育推進事業

思誠小学校内に設置した新見市特別支援教育推進センターを拠点に、障がいの有無に関わらず児童生徒が可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築を推進するとともに、学校に行きづらさを抱える長期欠席・不登校の児童生徒に対する支援や環境整備を強化します。

予算額 54,643 千円

担当課 学校教育課

継

■ キャリア教育推進事業

小・中学校で実施する、本市の自然や産業、文化、歴史、地域人材等を活かしたふるさと職場見学・体験や地域学習、市民団体等が学校に向いて実施する出前授業、地域・支局が主催する「ふるさと発見のびのび体験事業」とを組み合わせることにより、ふるさとや地元企業に愛着を持たせるとともに、社会的自立に向けた力を育みます。

予算額 7,882 千円

担当課 学校教育課

継

■ ICT教育推進事業

全中学校に導入したタブレット端末や、全小中学校に配置された人型ロボットPepperを活用し、ICT活用教育をより効果的に推進するため、ICT支援員5名を配置し対応します。

予算額 21,214 千円

担当課 教育総務課

継

■ 放課後児童健全育成事業

放課後の時間帯等に保護者が就労等で不在の児童を健全に育成するため、地域や保護者等が中心となって遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブに対して、運営補助金を交付します。

予算額	34,189千円
担当課	学校教育課

継

■ 学力向上推進事業

小中学生の学力向上を図るため、小学校3年生から中学校3年生を対象に自己認識、学級環境、生活学習習慣などの総合質問紙調査(アイチェック)と中学校2年生・3年生全員を対象に英語の4技能(読む・書く・聞く・話す)の実力を測定するためGTEC(英語運用力を測定するスコア型テスト)を実施します。

予算額	3,709千円
担当課	学校教育課

新

■ 学校図書室システム整備事業

市のイントラネットを活用し、学校間の蔵書や利用者データの一元管理、さらには公共図書館とのネットワーク化を行うことにより、相互にデータ共有を図ることが可能となり、図書館司書による選書指導等の支援を行うことで、児童生徒の読書を取り巻く環境の充実を行います。

予算額	3,360千円
担当課	生涯学習課

新

■ 学校給食共同調理場備品購入事業

令和2年度に整備が完了する学校給食共同調理場に必要な備品を購入します。

予算額	70,200千円
担当課	教育総務課

継

■ 学校給食共同調理場整備事業

市内の学校給食共同調理場と小学校の給食調理場を集約化するため、旧正田小学校跡地に新たな学校給食共同調理場を整備します。
延床面積 約2,000㎡ 本体工事 令和元年度～2年度

予算額	1,033,419千円
担当課	教育総務課

新

■ 学校連携コーディネーター配置事業

地域愛や地域貢献意欲にあふれた新見を支える人材を育成するとともに、高校の魅力化を図るため、学校連携コーディネーターを配置し、高校と小中学校、大学、地域、企業との連携を強め、地域に根ざした取組を実施します。

予算額 3,000 千円
担当課 総合政策課

継

■ 大学施設整備事業

公立大学の完全4年制への移行に伴い、校舎建設等にかかる資金を貸し付けます。(平成29～令和2年度 地域共生推進センター整備事業とあわせて4年間で27億円)

予算額 604,600 千円
担当課 総合政策課

継

■ 新見美術館30周年記念事業

新見美術館の開館30周年を記念して「假屋崎省吾の世界」と「現代日本画家が描く 万葉のころ」の特別展を開催します。

予算額 14,206 千円
担当課 生涯学習課

新

■ 栄誉市民顕彰事業

栄誉市民である中川博之氏のメモリアルコンサートを5月に開催するため、本市も共催し費用の一部を負担します。

予算額 3,000 千円
担当課 秘書広報課

IV 安全・生活基盤

防 新

■ 国土強靱化地域計画策定事業

本市の防災力を高めるため、強靱化に関する施策を総合的・計画的に推進する指針として国土強靱化地域計画を策定します。

予算額	7,000千円
担当課	総務課

防 新

■ 西方地区雨水対策事業

【下水道事業会計】

令和元年9月集中豪雨で被災した西方太田地区などの雨水対策事業を令和3年度から実施するため、詳細設計書を作成します。

予算額	25,542千円
担当課	下水道課

防 新

■ 道路防災対策事業

市が管理している道路法面の安全確保が求められていることから、計画的かつ効率的に防災対策を進めるため、昨今の豪雨災害の状況を踏まえ、危険箇所等をデータベース化し、GISを構築します。併せて道路防災計画を策定します。

予算額	30,000千円
担当課	建設課

防 新

■ 平松館解体新築事業

昭和52年建設のスポーツ施設である平松館を解体し、避難所と市消防団大佐分団の活動拠点の機能を併せ持つ複合施設として大佐グラウンド敷地内に新築します。

予算額	30,000千円
担当課	生涯学習課

防 新

■ ため池ハザードマップ作成事業

防災減災対策として、自然災害により決壊した際、人家に対して甚大な被害が予想される防災重点ため池のハザードマップを順次作成します。

予算額	2,000千円
担当課	農林課

防

新

■ 河川災害防止対策事業

河川の災害の発生防止や拡大を防ぐため、浚渫や護岸修繕を実施します。

予算額 47,000 千円
担当課 建設課

防

拡

■ 自主防災組織支援事業

地域での防災活動の促進を図るため、自主防災組織が実施する防災訓練及び防災資機材の整備を支援する補助金を交付します。なお、令和2年度から補助金単価を増額します。

- ・防災訓練分 補助金単価 1世帯 200円 → 500円
- ・防災資機材整備分 補助金単価 1世帯 1,000円 → 2,000円

予算額 5,000 千円
担当課 総務課

防

継

■ 防災訓練実施事業

各支局管内の自主防災組織と合同で情報伝達訓練から避難所開設、運営訓練などを一斉に行います。

予算額 3,000 千円
担当課 総務課

防

継

■ 災害対応用土のう提供事業

災害への対応策の一つとして、必要に応じて市民が利用できる土のうと土のう用砂を下水道課及び各支局にて提供します。(土のう 10,000袋分)

予算額 1,050 千円
担当課 総務課

防

継

■ 防災士育成支援事業

地域防災の担い手を育成するため、防災士資格の取得に必要な経費を助成します。

予算額 619 千円
担当課 総務課

防

継

■ 防災用備蓄品整備事業

災害に備え5年計画でアルファ米などの防災用備蓄品を整備します。(3年目)

予算額	4,000 千円
担当課	総務課

新

■ 消防緊急通信指令台更新事業

市民からの通報を受信し、消防・救急の出場指令を行う消防緊急通信指令台の指令システム及び機器を更新します。

予算額	150,000 千円
担当課	消防本部

継

■ 高規格救急自動車購入事業

高規格救急自動車を1台更新します。

予算額	36,000 千円
担当課	消防本部

防

継

■ 消防団安全装備品購入事業

消防団員が夜間に消火、捜索、土のう積みなどの活動をする際に安全を確保するため、ヘッドライトを購入します。

予算額	1,650 千円
担当課	消防本部

継

■ 特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金

特殊詐欺被害防止対策として、満65歳以上の市民を対象に通話内容の自動録音や着信を自動的に遮断するなどの防犯機能を備えた電話機を市内の販売店で購入した場合、5千円を上限に購入金額の半額を補助します。

予算額	250 千円
担当課	生活環境課

V 都市基盤・交通



新

■ 立地適正化計画策定事業

コンパクトなまちづくりを構築するため、居住機能や医療・福祉・商業・公共交通等の様々な都市機能の誘導による都市全域を見渡した基本計画を令和3年度までの2年間で策定します。

予算額	7,546千円
担当課	都市整備課



新

■ 金谷地区土地区画整理事業実態調査事業

金谷地区に防災ネットワーク道路にもなる都市計画道路を基軸とした市街地を整備するため、事業実施についての調査を行います。

予算額	11,000千円
担当課	都市整備課



新

■ 新見駅周辺まちづくり検討事業

新見駅を中心に中心市街地にふさわしい都市機能の充実とにぎわいを創出させるため、有識者や住民の意見などを参考にしながら新見駅周辺のまちづくりを検討していきます。

予算額	823千円
担当課	都市整備課



継

■ 情報通信ネットワーク機器更新事業

ラストワンマイル事業で整備した通信サービス(告知放送、IP電話、インターネット)について、計画的に機器更新を行います。(平成29年度～令和2年度 4年間で計22億484万7千円の継続費を設定)

予算額	100,000千円
担当課	情報管理課



継

■ 映像放送系機器更新事業

光ファイバ網を活用した映像放送サービス機器について、計画的に機器更新を行います。(平成30年度～令和3年度 4年間で計9億円の継続費を設定)

予算額	277,189千円
担当課	情報管理課



継

■ 空家等対策推進事業

空家等対策協議会を開催するほか、空家の適正管理(除却・付帯工事や応急措置)支援として補助金を交付します。

予算額	3,319 千円
担当課	都市整備課



継

■ 公共交通空白地有償運送支援事業

公共交通を補完する新たな輸送手段確保のため、道路運送法の規定による登録を受けて公共交通空白地有償運送を行うNPO法人等の団体に対して、初期投資及び運営経費の一部を補助します。

予算額	3,000 千円
担当課	生活環境課

VI 環境

新

■ 千屋温泉バイオマスボイラ導入事業

二酸化炭素排出抑制対策と林業振興のため、木質未利用材を活用した木質バイオマスボイラを千屋温泉いぶきの里に導入します。

予算額 154,000 千円
担当課 商工観光課

継

■ 市有林整備事業

市が管理する森林の詳細な調査を行い、計画的に間伐等の整備を実施します。【森林環境譲与税事業】

予算額 69,000 千円
担当課 農林課

継

■ 新たな森林管理システム構築事業

管理できていない森林を市が所有者から委託を受けて管理するため、経営管理権設定などの意向調査から森林整備まで行う「新たな森林管理システム」を構築します。【森林環境譲与税事業】

予算額 14,800 千円
担当課 農林課

継

■ 木質バイオマス利用促進事業

木質バイオマス発電所へ未利用材を安定的に供給するために、林地残材を未利用材としてチップ工場に搬出し、市内の木質バイオマス発電所で利用した場合及び、未利用材の搬出等を条件に作業道を開設した場合にそれぞれ助成します。【森林環境譲与税事業】

森林所有者補助金(500円/t)
作業道開設補助金(500円/m)

予算額 27,500 千円
担当課 農林課

VII 交流・コミュニティ

新

■ 公立大学地域連携運営事業

地域共生推進センターに専門員を配置し、講演会等の実施により地域支援・地域連携を推進するとともに、学生たちの地域課題探求活動を支援し、地域共生社会を支える人材を育成します。

予算額	5,300千円
担当課	総合政策課

継

■ 地域共生推進センター整備事業

公立大学の完全4年制への移行に伴い、整備する校舎の一部に学術交流センターの機能を持たせ、全体を「地域共生推進センター」として整備します。
(平成29年度～令和2年度 大学施設整備事業とあわせて4年間で27億円)

予算額	527,675千円
担当課	総合政策課

継

■ 移住定住支援事業

移住交流支援センターを拠点に、移住定住希望者の個別相談対応や現地案内、移住後における相談対応など、定住促進に向けたきめ細かな支援を実施します。

予算額	10,194千円
担当課	総合政策課

継

■ お試し暮らし支援事業

移住希望者に対し、市内での生活を体験できる機会を提供するため、滞在費(宿泊費)の一部を助成します。

予算額	500千円
担当課	総合政策課



継

■ 空き家活用推進事業

移住希望者が、市内定住を目的に空き家を活用(購入、改修、家財整理)する場合、その経費の一部を助成します。

予算額	20,000 千円
担当課	総合政策課



継

■ 新見市版地域共生社会構築事業

新見市版地域共生社会の構築に向け、地域運営組織の設立支援などに取り組めます。

地域担当職員配置数 59名
(新見支局管内 8市民センター、4支局管内及び5ふれあいセンター)

予算額	836 千円
担当課	総合政策課



継

■ 生活支援コーディネーター事業

【介護事業】地域の諸問題に対応し、共生社会を実現させるため、新見支局管内の各市民センター(8カ所)、4支局及び各ふれあいセンター(6カ所)に第2層生活支援コーディネーターを配置し、地域内の資源開発や地域内のネットワークを構築します。

予算額	24,768 千円
担当課	介護保険課



継

■ 小規模多機能自治一括交付金事業

新見市版地域共生社会構築計画に基づき、小規模多機能自治に取り組む地域運営組織に財政支援策として、用途に必要な以上の制限を設けない一括交付金を交付します。(7団体予定)

予算額	11,551 千円
担当課	総合政策課



新

■ 地域運営組織自立促進事業交付金

地域運営組織の自立と経済基盤の強化を図るため、地域運営組織が行う自主財源確保に向けたコミュニティビジネスの取組を支援します。(上限200万円)

予算額	2,000 千円
担当課	総合政策課



継

■ 協働のまちづくり交付金事業

地域運営組織が設立されるまでの間に、小地域ケア会議で検討した地域課題を解決する試行的な取組を支援します。

予算額	3,000 千円
担当課	総合政策課



継

■ 地域おこし協力隊事業

意欲ある地域外からの人材(地域おこし協力隊)を受け入れ、新たな視点・発想により本市の地域資源を再発見し、地域の元気づくり、集落の維持・活性化につなげます。

予算額	14,805 千円
担当課	総合政策課



継

■ オール新見！公募型まちづくり事業

市民から提案のあった行政が抱える課題や行政からの事業提案について、地域団体等と協働で課題解決する取組を行います。

予算額	3,000 千円
担当課	総合政策課

新

■ 林業災害復旧事業

令和元年9月豪雨で被災した新見千丸地区の流末排水処理工事と高尾弓削地区の林地災害復旧工事を実施します。

予算額	46,000千円
担当課	農林課

継

■ 農地農業用施設災害復旧事業

平成30年7月豪雨、令和元年9月集中豪雨等により被災した農地及び農業用施設について復旧します。

補助災害分	農地	125件	農業用施設	4件
単独災害分	農地	41件	農業用施設	26件

予算額	449,038千円
担当課	農林課

継

■ 道路橋りょう等災害復旧事業

平成30年7月豪雨、令和元年9月集中豪雨等により被災した道路や河川について復旧します。

補助災害分	127件	単独災害分	21件
-------	------	-------	-----

予算額	1,634,900千円
担当課	建設課

継

■ 被災者生活再建支援金給付事業

令和元年9月集中豪雨により被災した住民の生活再建支援のため、被災世帯の世帯主に支援金を支給します。
(上限 3,000千円 対象 全壊・半壊 10世帯)

予算額	22,750千円
担当課	福祉課

継

■ 中小企業者等災害復旧融資利子補給補助金

平成30年7月豪雨及び令和元年9月集中豪雨により被災し、災害復旧に必要となる融資を受けた事業者に対して、その融資の支払利子の一部を補給します。

予算額	2,000千円
担当課	商工観光課



新

■ 災害復興住宅建設資金等借入利子補給補助金

平成30年7月豪雨及び令和元年9月集中豪雨により被災し、住宅を新たに建設・購入または補修する目的で融資を受けた被災者に対して、その融資の支払利子の一部を補給します。

予算額	421千円
担当課	都市整備課

災害復旧・復興事業の総額	2,155,109千円
--------------	-------------